

令和2年9月2日

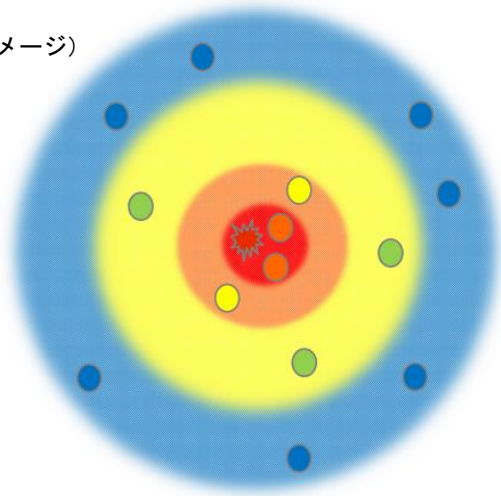
保護者各位

平和こども園
園長 豊島 康子

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る登園の基準について

日頃より、平和こども園の教育・保育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
ここ最近の県内感染拡大状況を受け、本園ではこのたび感染拡大防止に係る登園の基準を設けることにいたしました。園に通う子ども・保護者・職員全てにおいての安全を第一に考えた基準となりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

(イメージ)



◆左の図を参考に登園基準をご確認ください。

◆感染者・濃厚接触者に当てはまる場合、また濃厚接触者との密な関わりがあった場合は、必ず園まで申し出てください。

◆行動制限の期間については自治体や保健所、医療機関の示す期間に従ってください。登園自粛のご協力につきましても、できるだけ同等の期間、在宅での経過観察をお願いいたします。

(参考) 石川県感染拡大防止県民相談センター
TEL 076-225-1921



… 感染者



… 濃厚接触者

◆厚労省の定めにより行動制限あり = 登園不可



… 感染確認無し I

(近くに感染者または濃厚接触者がいて密に関わりがあり、その濃厚接触者が発症の際には感染しているリスクが高い場合)

◆本園の設けた基準により、登園自粛の協力を依頼



… 感染確認無し II

(近くに感染者または濃厚接触者がいるが密な関わりは無く、その濃厚接触者が発症の際にも感染しているリスクが低い場合)



… 感染確認無し III

◆通常通りの受け入れ

また、次の場合は保健所の指示の下、休園の措置をとらせていただくこともあります。

- ・本園に通う園児に感染者が確認された場合
- ・本園に勤務する職員に感染者が確認された場合
- ・本園の園児や職員の同居家族に感染者が確認された場合

※今後の社会情勢に合わせて基準を変更することもあります